

平成29年3月12日
スタート

改正道路交通法が施行されます

「高齢者講習制度」の施行

道路交通法の一部を改正する法律が平成29年3月12日に施行され、高齢者講習制度が変更されます。概要は次の表のとおりです。



リスクの高い運転者への対策 高齢運転者 対策の推進

1. 新設 臨時認知機能検査・ 臨時高齢者講習

●臨時認知機能検査

改正前は3年に1度の免許証の更新のとき
だけ受けることとされていた認知機能検査につ
いて、一定の違反行為があれば、3年を待たず
に、受けることになります。

75歳以上の運転者が、認知機能が低下した
ときに起こしやすい違反行為をしたときは、
新設された「臨時認知機能検査」を受けなけ
ればなりません。



【一定の違反行為の例】

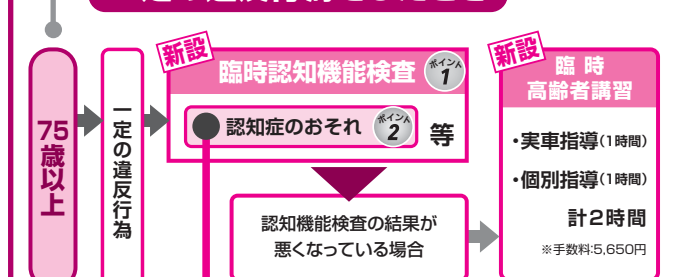
- ・信号無視
- ・通行区分違反
- ・一時不停止 等

●臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下
が運転に影響するおそれがあると判断され
た高齢者は、新設さ
れた「臨時高齢者講
習」(個別指導と実車
指導)を受けなければ
なりません。



一定の違反行為をしたとき



2. 臨時適性検査制度の 見直し

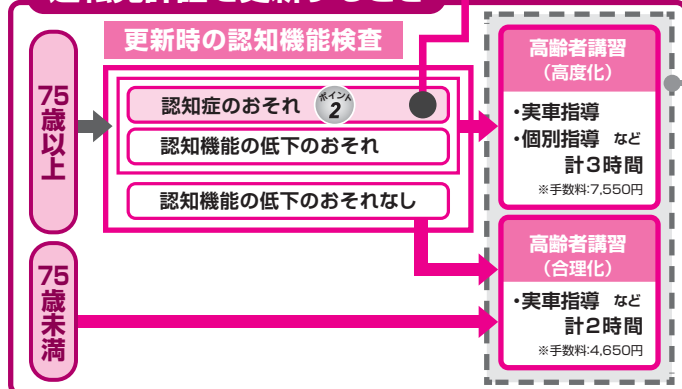
改正前と異なり、認知機能検査で認知症の
おそれがあると判定された方は、違反の有無を
問わず、医師の診断を受けることになります。

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能
検査で認知症のおそれがあると判定された方
は、臨時適性検査(医師の診断)を受け、又
は、命令に従い主治医
等の診断書を提出しな
ければなりません。

※医師の診断の結果、認知
症と判断された場合は運
転免許の取消し等の対象
となります。



運転免許証を更新するとき



3. 高齢者講習の 合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の
内容等が変わります。高齢者講習は、75歳
未満の方や、認知機能検査で認知機能の低
下のおそれがないと判定された方に対して
は2時間に合理化(短縮)されます。その他
の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習
となります。



お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課 生活安全係 電話(0868)54-2621

地域防災力パワーアップ講座

自分たちが主役の地域防災



日時 平成29年1月28日(土) 午後1時30分～午後4時(受付 午後1時～)

場所 グリーンヒルズ津山リージョンセンター 住所 津山市大田920

参加者 どなたでも参加できます(先着300名) ※席に限りがありますので、早めにお越しください。

内容

○基調講演

(演題) (仮)災害に備える～防災から減災、そして応災へ・避難行動について～
(講師) 近畿大学 工学部 建築学科 教授 難波 義郎氏

○自主防災活動に関する事例発表

(発表者) 鏡野町くらし安全課

(内容) 県民避難力強化推進モデル事業を実施している
鏡野町上円宗寺地区の取組内容等の発表

お問い合わせ先

岡山県美作県民局 地域政策部地域づくり推進課
電話(0868)23-1214

津山市 総務部危機管理室

電話(0868)32-2042

鏡野町くらし安全課 生活安全係

電話(0868)54-2621